

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定(二件)	(環境対策課)	一
○農業振興地域の指定	(農業振興課)	五
○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十八年宮城県告示第二百六十二号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	九
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	九
○海岸保全区域の指定(三件)	(同)	一〇
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(四件)	(同)	一一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一二
○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部改正	(都市計画課)	一三
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	一四

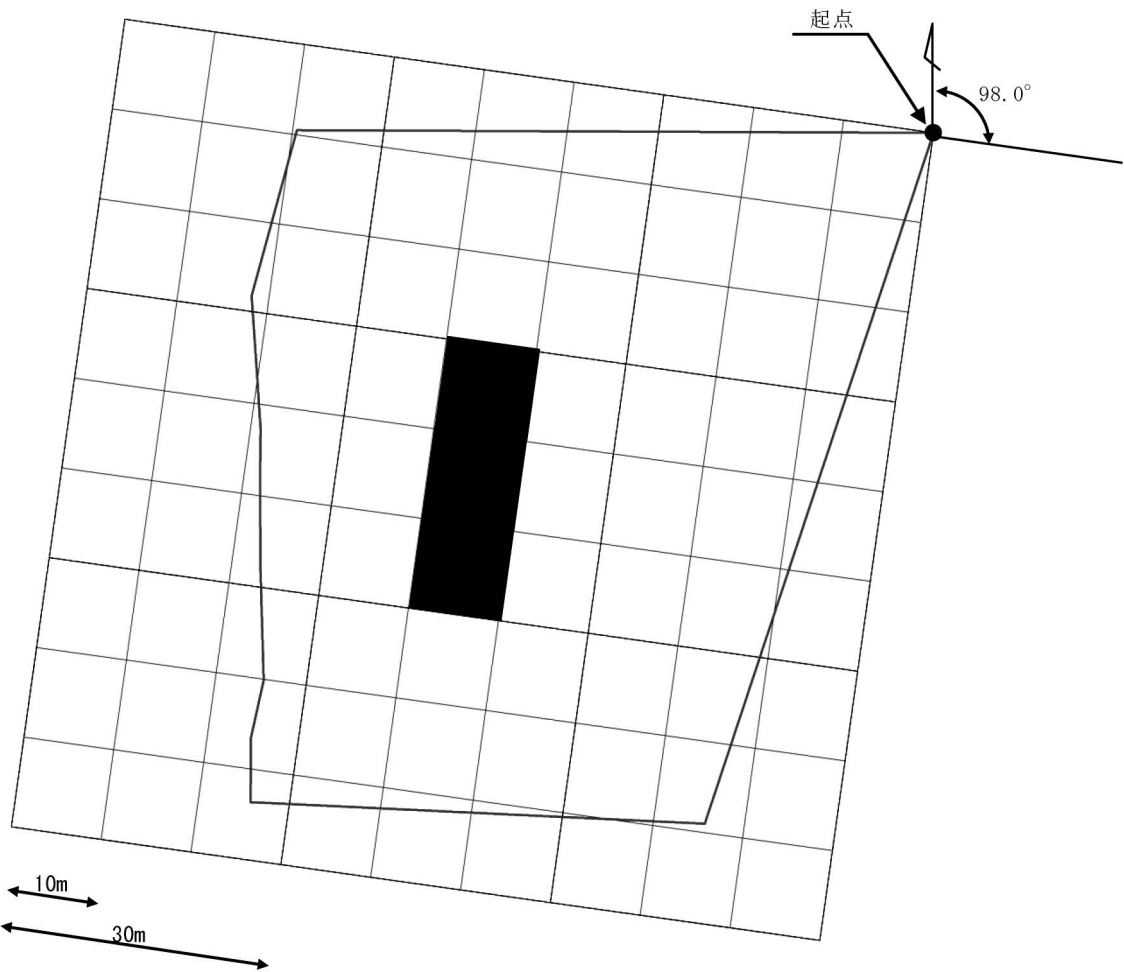
告 示

○宮城県告示第八百五十六号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。
平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市鶯沢南郷荒町三十七番二の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例	
■	: 形質変更時要届出区域
—	: 敷地境界

< 起点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 98.0°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区
域として、次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市鶯沢南郷荒町三十七番三の一部とし、次の図のとおりとする。